**令和６年度**

**指定介護予防支援**

**自　主　点　検　表**

（点検実施日　　　　　年　　　月　　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 記入者　職・氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者の状況（令和　　　年　　　　月現在）※点検月前月の実績 | 事業対象者　　　　　名　要支援１　　　　　名　要支援２　　　　　名　　　　　　　合　計　　　　　名　　 |
| 職員一人あたりの担当件数 |
| １人目 | 件 | ４人目 | 件 |
| ２人目 | 件 | ５人目 | 件 |
| ３人目 | 件 | ６人目 | 件 |
| 居宅介護支援事業者への委託 | 　　　　　　　　　　　　　件 |

**新座市いきいき健康部介護保険課**

|  |
| --- |
| ※　記入に当たっての留意事項　　本調書は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成１８年３月３１日老振発第0331003号・老老発0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）」も参照の上、回答するようお願いいたします。※　評価の基準　　評価は、「○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。※　又は下線は、令和６年４月１日付けの改正で追加された規定です。※　本調書は、「新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を掲載しています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **新座市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２６年新座市条例第４２号）** | **評価** |
| 第１章　総則（趣旨）第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５９条第１項第１号、第１１５条の２２第２項第１号並びに第１１５条の２４第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。 | **ー** |
| （定義）第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。 | **ー** |
| （基本方針）第３条　指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行われるものでなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 |  |
| ５　指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 |  |
| ６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| （指定介護予防支援事業者の指定）第４条　指定介護予防支援事業者の指定について、法第１１５条の２２第２項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人とする。 | **ー** |
| 第２章　人員に関する基準（従業者の員数）第５条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 |  |
| ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。 |  |
| （管理者）第６条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 |  |
| ２　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。 |  |
| ４　前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。（１）　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合（２）　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） |  |
| 第３章　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）第７条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２０条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３６条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| ５　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| ６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  |
| ７　指定介護予防支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第４項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| ８　前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| （提供拒否の禁止）第８条　指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。 |  |
| （サービス提供困難時の対応）第９条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （受給資格等の確認）第１０条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| （要支援認定の申請に係る援助）第１１条　指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| （身分を証する書類の携行）第１２条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 |  |
| （利用料等の受領）第１３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| ２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 |  |
| ３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 |  |
| （保険給付の請求のための証明書の交付）第１４条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| （指定介護予防支援の業務の委託）第１５条　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(1)　地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号ロ⑵に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経ること。※　新座市では「地域包括支援センター運営委員会」 |  |
| (2)　適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 |  |
| (3)　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。 |  |
| (4)　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第３条、この章及び次章の規定（第３３条第３２号の規定を除く。）を遵守するよう措置させること。 |  |
| （法定代理受領サービスに係る報告）第１６条　指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第５３条第７項において読み替えて準用する法第４１条第１０項の規定により法第５３条第６項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第５３条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。 |  |
| （利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）第１７条　指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 |  |
| （利用者に関する市への通知）第１８条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 |  |
| (2)　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| （管理者の責務）第１９条　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。 |  |
| （運営規程）第２０条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（第２４条において「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めるものとする。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　職員の職種、員数及び職務内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額(5)　通常の事業の実施地域(6)　虐待の防止のための措置に関する事項（７）　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項 |  |
| （勤務体制の確保）第２１条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに、担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| （業務継続計画の策定等）第２１条の２　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 |  |
| （設備及び備品等）第２２条　指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 |  |
| （従業者の健康管理）第２３条　指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 |  |
| （感染症の予防及びまん延の防止のための措置）第２３条の２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下この号、第２９条の２第１号及び第３３条第９号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| （掲示）第２４条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。※　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は、適用しない。 |  |
| （秘密保持等）第２５条　指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第３３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| （広告）第２６条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| （介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）第２７条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 |  |
| （苦情処理）第２８条　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第６項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ４　指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| ５　指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。 |  |
| ６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| ７　指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| （事故発生時の対応）第２９条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| 　（虐待の防止）第２９条の２　指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |  |
| ⑴　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 |  |
| ⑵　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 |  |
| ⑶　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 |  |
| ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  |
| （会計の区分）第３０条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。　 |  |
| （記録の整備）第３１条　指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。(1)　第３３条第１４号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録(2)　利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア　介護予防サービス計画イ　第３３条第７号に規定するアセスメントの結果の記録ウ　第３３条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録エ　第３３条第１６号の規定による評価の結果の記録オ　第３３条第１７号に規定するモニタリングの結果の記録（３）　第３３条第４号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(４)　第１８条の規定による市への通知に係る記録(５)　第２８条第２項の規定による苦情の内容等の記録(６)　第２９条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |
| 第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（指定介護予防支援の基本取扱方針）第３２条　指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。 |  |
| ３　指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 |  |
| （指定介護予防支援の具体的取扱方針）第３３条　指定介護予防支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。(1)　指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させること。 |  |
| (2)　指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うこと。 |  |
| （３）　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 |  |
| （４）　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |  |
| (５)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにすること。 |  |
| (６)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めること。 |  |
| (７)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。 |  |
| (８)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握すること。ア　運動及び移動イ　家庭生活を含む日常生活ウ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーションエ　健康管理 |  |
| (９)　担当職員は、前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 |  |
| (１０)　担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。 |  |
| (１１)　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 |  |
| (1２)　担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。 |  |
| (1３)　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。 |  |
| (1４)　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第７６条第２号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めること。 |  |
| (1５)　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取すること。 |  |
| (1６)　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、当該介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 |  |
| (1７)　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。 |  |
| (1８)　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価すること。 |  |
| (1９)　担当職員は、第１５号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回、利用者に面接すること。 |  |
| イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。ａ　利用者の心身の状況が安定していること。ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。ｃ　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 |  |
| ウ　サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 |  |
| エ　利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 |  |
| オ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。 |  |
| (２０)　担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。ア　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合イ　要支援認定を受けている利用者が法第３３条の２第１項の規定による要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 |  |
| (２１)　第３号から第１３号までの規定は、第１４号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用すること。 |  |
| (2２)　担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。 |  |
| (2３)　担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行することができるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。 |  |
| (2４)　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第２４号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。 |  |
| (2５)　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。 |  |
| (2６)　担当職員は、介護予防サービス計画に、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合であって当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意事項を尊重してこれを行うこと。 |  |
| (2７)　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間に係る日数のおおむね半数を超えないようにすること。 |  |
| (2８)　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合はその理由を当該介護予防サービス計画に記載すること。 |  |
| (2９)　担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載すること。 |  |
| (３０)　担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定により指定された介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合にあっては、利用者にその趣旨（同項の規定により指定された介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。 |  |
| (３１)　担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。 |  |
| （３２）　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の３０の２第１項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。 |  |
| （介護予防支援の提供に当たっての留意点）第３４条　介護予防支援の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。(1)　運動機能、栄養状態、口腔機能その他の特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。 |  |
| (2)　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。 |  |
| (3)　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、当該利用者、サービス提供者等と目標を共有すること。 |  |
| (4)　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。 |  |
| (5)　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職との連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。 |  |
| (6)　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。 |  |
| (7)　介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。 |  |
| (8)　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。 |  |
| 第５章　基準該当介護予防支援に関する基準（準用）第３５条　第３条及び第２章から前章（第２８条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２０条」とあるのは「第３５条において準用する第２０条」と、第１３条第１項中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。 | ー |
| 第６章　雑則（電磁的記録等）第３６条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１０条（前条において準用する場合を含む。）及び第３３条第３０号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 |  |
| ２　指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 |  |
| （委任）第３７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 | ー |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更の届出等　介護保険法第百十五条の二十五　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

|  |
| --- |
| 介護保険法施行規則　(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第三十六号)(指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等)第百四十条の三十七　指定介護予防支援事業者は、第百四十条の三十二第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第六号まで、第八号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。２　指定介護予防支援事業者は、休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。３　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。一　廃止し、又は休止しようとする年月日二　廃止し、又は休止しようとする理由三　現に指定介護予防支援を受けている者に対する措置四　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 |
| 届出が必要な事項（施行規則第百四十条の三十二から抜粋）一　事業所の名称及び所在地二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名四　申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)五　事業所の平面図六　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所八　運営規程十三　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 |

 |  |
| ー |

**介護予防給付費の算定及び取扱い**

※記入に当たっては、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14厚生労働省告示第129号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）」を参照の上、ご回答ください。

| 確認項目  | 根拠法令等 | はい | 非該当 | いいえ |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　基本的事項(1) 指定介護予防支援に要する費用の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 | 平１８厚告１２９の一 | □ | □ | □ |
| (2) 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号（厚生労働大臣が定める１単位の単価を定める件）に定める１単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 | 平１８厚告１２９の二 | □ | □ | □ |
| （３）　(1)、(2)により指定介護予防支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。 | 平1８厚告１２９の三 | □ | □ | □ |
| (4) 介護予防支援費(Ⅰ)については、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平１８厚告１２９別表のイの注１  | □ | □ | □ |
| (５) 介護予防支援費(Ⅱ)については、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平１８厚告１２９別表のイの注２ | □ | □ | □ |
| (６) 利用者が月を通じて、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合に、当該月について介護予防支援費を算定していないか。 | 平1８厚告１２９別表のイの注８  | □ | □ | □ |
| ２　高齢者虐待防止措置未実施減算別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護予防支援等基準第２６条の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。　具体的には、下記の場合。①　高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない | 平１８厚告１２９別表のイの注３ | □ | □ | □ |
| ３　業務継続計画未策定減算別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。業務継続計画未策定減算については、指定介護予防支援等基準第１８条の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。・　　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。※　経過措置として、令和７年３月３１日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。 | 平１８厚告１２９別表のイの注４ | □ | □ | □ |
| ４　特別地域介護予防支援加算別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（介護予防支援費（介護予防支援費（Ⅱ）を算定する場合に限る。）は、特別地域介護予防支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平１８厚告１２９別表のイの注５ | □ | □ | □ |
| ５　中山間地域等における小規模事業所加算　　　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準（１月当たり実利用者数が20人以下）に適合する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合（介護予防支援費（Ⅱ）を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平１８厚告１２９別表のイの注６ | □ | □ | □ |
| ６　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合（介護予防支援費（Ⅱ）を算定する場合に限る。）は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 平１８厚告１２９別表のイの注７ | □ | □ | □ |
| ７　初回加算事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、１月につき300単位を加算しているか。 | 平1８厚告１２９別表のロの注 | □ | □ | □ |
| ８　委託連携加算指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として300単位を加算しているか。 | 平１８厚告１２９別表のハの注 | □ | □ | □ |